

山梨県森林審議会公募委員選考実施要領

1 選考方法

令和8年10月1日から令和10年9月30日を任期とする山梨県森林審議会公募委員（以下「公募委員」という。）の選考については、小論文及び応募申込書により実施する。

ア 審査項目

小論文の5項目（問題意識、説得力、意欲、表現力、その他）及び応募申込書の内容とする。

イ 審査員

山梨県森林審議会委員改選の都度、別途定める公募委員選考委員会の委員を充てる。

ウ 採点方法

別紙1選考基準により採点する。

エ 応募申込書の内容

合計得点の上位5名程度以内から、応募申込書の内容を勘案して2名以内を選考する。

2 結果通知

選考の結果は、応募者全員に本人あて文書で通知する。なお、応募者から結果の問い合わせがあったときは、別紙1の選考結果を示す。

附 則

この要領は、令和8年7月27日から施行する。

選考の基準

公募委員を選考するに当たり、次のとおり審査項目を定め、それぞれの着眼点に沿って、5段階の評定基準のいずれに該当するかを評定する。

第 1 審査項目及び着眼点

審査項目	着 眼 点
問題意識	森林・林業に対する問題意識を有しているか。
説 得 力	客観的で説得力のある意見を展開しているか。
意 欲	森林・林業への熱意と関心を有しているか。
表 現 力	論理的にわかりやすく自分の考えを記述しているか。
そ の 他	独創的な着眼点から森林・林業を考察しているか。

第 2 5段階の評定基準

- 「良い」 → 5
- 「やや良い」 → 4
- 「普通」 → 3
- 「やや劣る」 → 2
- 「劣る」 → 1

第 3 選考方法

- (1) 選考に当たっては、審査員が小論文の内容のみを評価できるよう、応募者に無作為に番号を付け、審査員に個人（氏名、性別、住所等）が特定されないようにする。
- (2) 各審査項目ごとの着眼点に基づき、「第 2」の 5 段階の評定基準のいずれに該当するかを評定する。
- (3) 審査員による評定の点数を合計し、上位応募者 5 名程度を選ぶ。
- (4) 上記 5 名程度から、応募申込書の内容を勘案して 2 名以内の選考案を作成する。
- (5) 選考委員会は、原則として、森林審議会会長に選考案について意見を聴取し、その意見を踏まえて公募委員を決定する。